

# 過疎地域におけるソフト事業等の実施状況等



平成25年3月21日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室



# 過疎法による過疎対策について

## I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、**実効性ある対策を切れ目なく講じる必要**から、平成22年に法の期限をH28年3月末日まで延長(6年間)。
- 3 さらに東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、平成24年に法の期限をH33年3月末日まで再延長(5年間)。

## II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年～・平成22年延長・平成24年再延長)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、**過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与**することを目的とする。

## III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件: (例) S35～H17(45年間)の人口減少率33%以上。

財政力要件: (例) H18～H20の財政力指数0.56以下。

かつ

### 【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H24.4.1)	775	1,719	45.1%
人口(平22国調:万人)	1,033	12,806	8.1%
面積(平22国調: km <sup>2</sup> )	216,321	377,950	57.2%

## IV 過疎法に基づく施策

### 過疎対策事業債による支援

- ・ H24計画額2,900億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置)
- ・ 改正過疎法により、H22年度から、**ハード事業を拡充**するとともに、**新たに「ソフト事業」も過疎債の対象とする。**

- ①産業の振興 ②交通通信体系の整備
  - ③生活環境の整備
  - ④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
  - ⑤医療の確保 ⑥教育の振興 ⑦地域文化の振興等
  - ⑧集落の整備 ⑨その他(自然エネルギー、防災等)
- ※上記事業に係る基金積み立ても可能

- ①太陽光その他自然エネルギーを利用するための施設
- ②認定こども園・市町村立の幼稚園 ③図書館 ※小中学校の統合要件を撤廃

※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

# 過疎対策事業債（ソフト分）について

## 1 対象事業

・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充

・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）

- ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

### ①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



### ②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



### ③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



### ④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

## 2 発行額

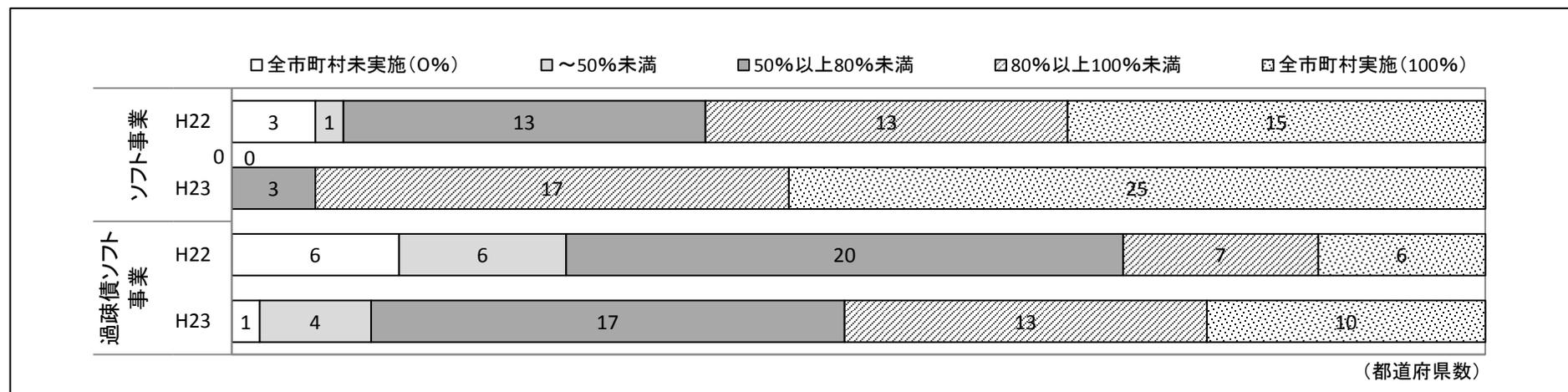
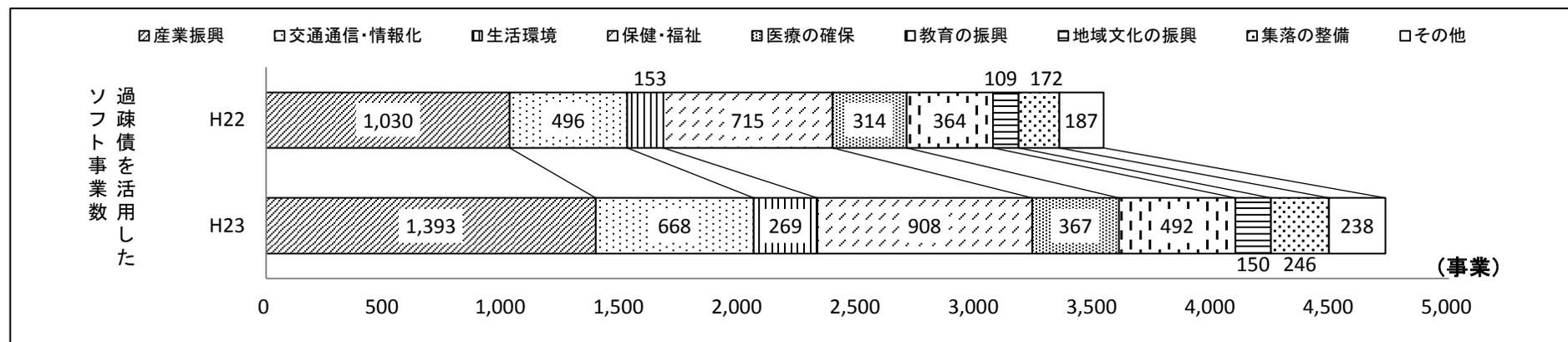
- ・市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能（最低保障額は3,500万円）
- ・H22年度は発行限度額の総計約662億円に対して発行額379億円（活用率：57.3%）
- ・H23年度は発行限度額の総計約702億円に対して発行予定額458億円（活用率：65.2%）

ソフト分の活用により市町村の実情に応じたきめ細かい対策が可能！

# 過疎債ソフト事業の動向について（平成23年度 その1）

## ○過疎債を活用したソフト事業の動向1

- ・平成22年度から平成23年度にかけて、過疎債を活用したソフト事業の数は、増加している。
- ・分野別でみた場合においても、すべての分野で増加している。
- ・過疎債ソフト事業に取り組む市町村数の都道府県内の割合も増加している。

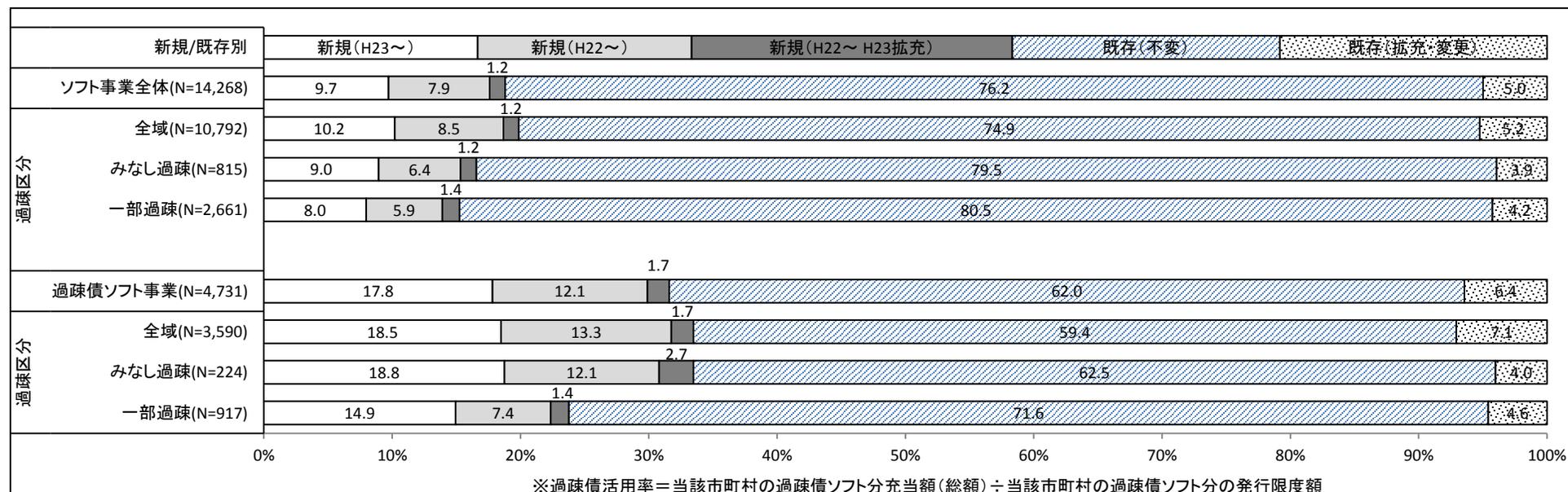


# 過疎債ソフト事業の動向について（平成23年度 その2）

## ○過疎債を活用したソフト事業の動向2

- ・過疎債ソフト事業のうち、3割強の事業は、平成22年度、平成23年度に開始された新規事業である。
- ・平成23年度の新規のソフト事業のうち、過疎債ソフト事業は、6割強を占めており、新たな取組みの誘因となっている。

	平成23年度のソフト事業				うち過疎債ソフト事業				過疎債ソフト事業の割合 (C/A)
	事業数 (A)	構成比	事業費 [千円] (B)	平均 (B/A)	事業数 (C)	構成比	事業費 [千円] (D)	平均 (D/C)	
1新規事業 (H23開始)	1,386	9.7%	11,186,868	8,071	843	17.8%	7,898,563	9,370	60.8%
2新規事業 (H22開始、内容不変)	1,124	7.9%	14,848,111	13,210	571	12.1%	9,709,987	17,005	50.8%
3新規事業 (H22開始、H23拡充)	175	1.2%	3,523,444	20,134	81	1.7%	2,235,318	27,597	46.3%
4既存事業 (内容不変)	10,872	76.2%	153,323,065	14,103	2,931	62.0%	36,894,705	12,588	27.0%
5既存事業 (拡充、変更)	711	5.0%	10,905,580	15,338	305	6.4%	5,718,294	18,749	42.9%
合計	14,268	100%	193,787,069	13,582	4,731	100%	62,456,867	13,202	33.2%



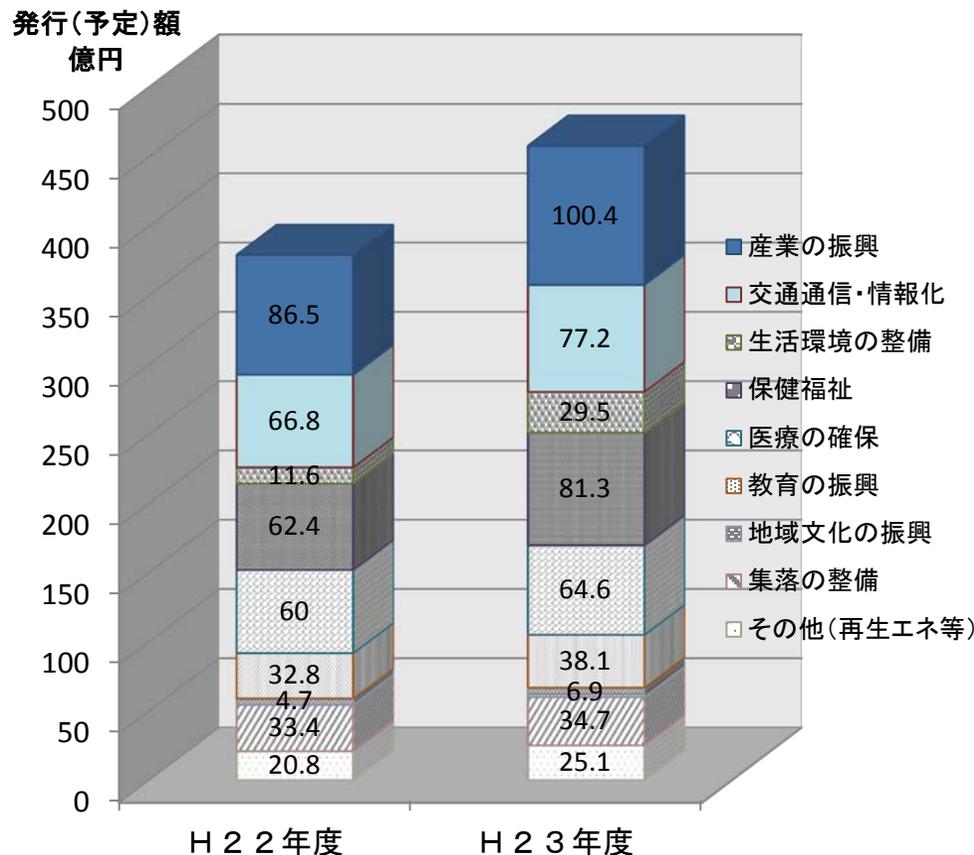
# 過疎対策事業債（ソフト分）のH22年度とH23年度の活用率の比較

## ◆ポイント

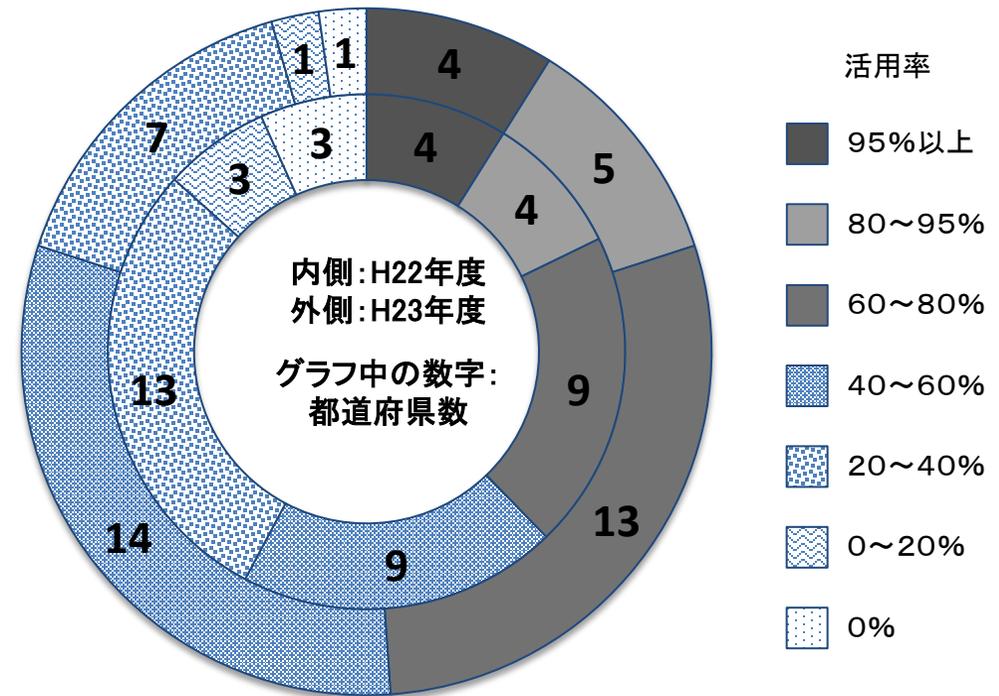
- 全体の活用率は上昇 H22年度(379億円:57.3%) → H23年度(458億円:65.2%)
- H22年度からH23年度に活用率が上昇したのは36道府県(過疎関係都道府県は45)
- 事業分野別では、H22年度及びH23年度ともに「産業の振興」が最も活用

※過疎債活用率＝過疎市町村の発行(予定)額の総和／過疎市町村の発行限度額の総和

### 事業分野別の発行(予定)額



### 都道府県別の活用率



# 過疎対策事業債（ソフト分）の活用率（平成23年度発行予定額ベース）

## <市町村別活用率の例>

※活用率＝各市町村の発行限度額に対する同意等予定額の割合（H22年度）  
各市町村の発行限度額に対する発行予定額の割合（H23年度）

※下の10道県は、各道県内の過疎市町村における発行限度額の総和の大きい上位10団体  
（ ）はH22年度の活用率に基づく団体数

都道府県 活用率	北海道	鹿児島県	長崎県	秋田県	熊本県	岩手県	島根県	新潟県	大分県	青森県
95%以上	66(64)	15(17)	8(12)	1(2)	2(4)	4(8)	15(18)	7(7)	4(4)	7(7)
95%未満 80%以上	20(10)	2(1)	3(0)	2(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(1)	4(2)	2(2)
80%未満 60%以上	9(8)	5(4)	0(0)	0(1)	0(0)	4(2)	1(1)	1(0)	1(1)	3(0)
60%未満 40%以上	9(11)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)	4(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(2)
40%未満 20%以上	7(6)	2(2)	0(0)	4(2)	0(0)	2(2)	1(0)	0(0)	2(3)	4(0)
20%未満	10(5)	4(7)	0(0)	4(5)	5(2)	4(1)	0(0)	1(1)	1(1)	0(3)
0%	22(39)	10(9)	0(0)	7(10)	17(21)	3(10)	0(0)	3(5)	4(5)	9(14)
合計	143 (143)	40 (40)	12 (12)	20 (20)	27 (27)	22 (23)	19 (19)	14 (14)	16 (16)	28 (28)

# 過疎対策事業債（ソフト分）の都道府県別活用率（平成23年度発行予定額ベース）

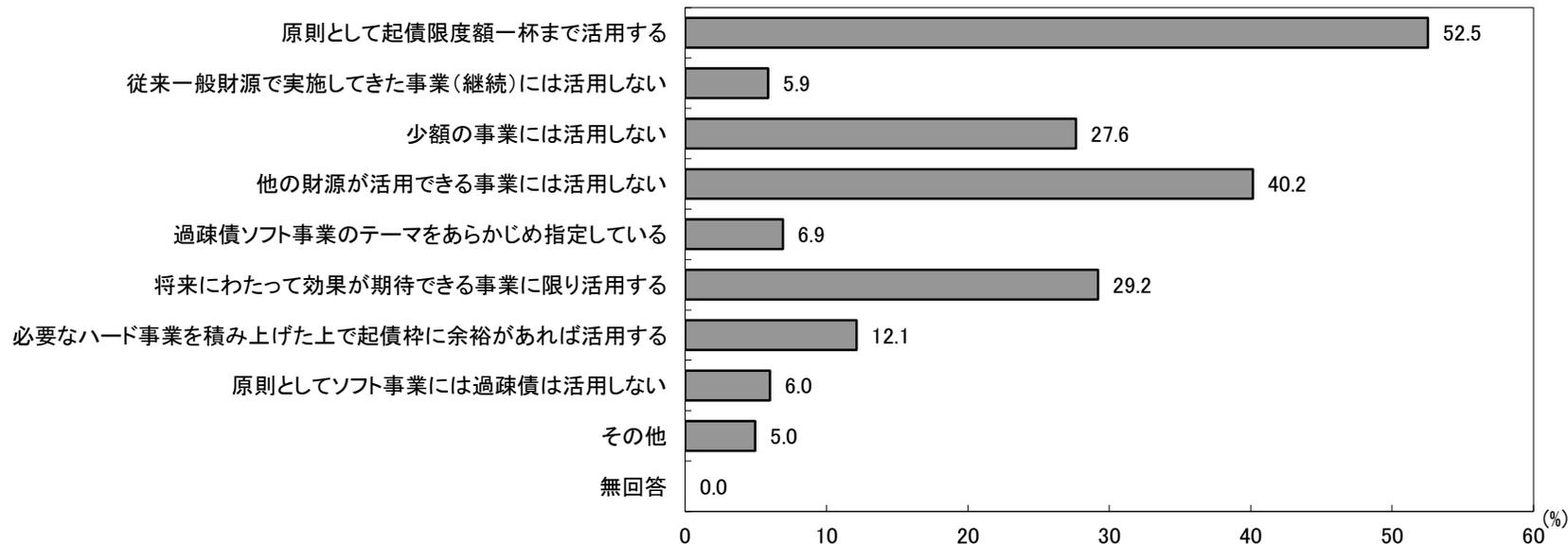
※活用率＝各都道府県の過疎市町村の発行予定額の総和／各都道府県内の過疎市町村の発行限度額の総和  
 なお、100%以上の団体については、防災・減災事業に係る上限額拡充を活用した団体である

活用率	団体数	都道府県（活用率：％）
95%以上	4	石川県（101.9%）、和歌山県（101.8%）、兵庫県（101.5%）、島根県（96.8%）
95%未満 80%以上	5	長崎県（92.4%）、三重県（92.3%）、高知県（91.6%）、福岡県（88.2%） 山形県（84.2%）
80%未満 60%以上	13	茨城県（74.3%）、北海道（73.5%）、新潟県（72.8%）、長野県（72.6%）、 京都府（71.8%）、栃木県（67.8%）、愛媛県（67.7%）、千葉県（67.3%） 佐賀県（67.2%）、宮城県（62.6%）、鹿児島県（60.4%）、岩手県（60.0%） 福島県（60.0%）
60%未満 40%以上	14	広島県（59.9%）、青森県（59.6%）、大分県（59.0%）、沖縄県（54.3%） 山口県（53.6%）、宮崎県（52.9%）、徳島県（52.1%）、滋賀県（51.9%） 鳥取県（47.4%）、岡山県（46.3%）、岐阜県（43.7%）、山梨県（42.6%） 群馬県（41.7%）、香川県（41.5%）
40%未満 20%以上	7	秋田県（35.1%）、福井県（34.0%）、奈良県（26.1%）静岡県（25.8%）、 埼玉県（25.0%）、愛知県（23.8%）、富山県（22.1%）
20%未満	1	熊本県（19.6%）
0%	1	東京都（0.0%）

# 過疎債ソフト事業に対する市町村の考え方等について

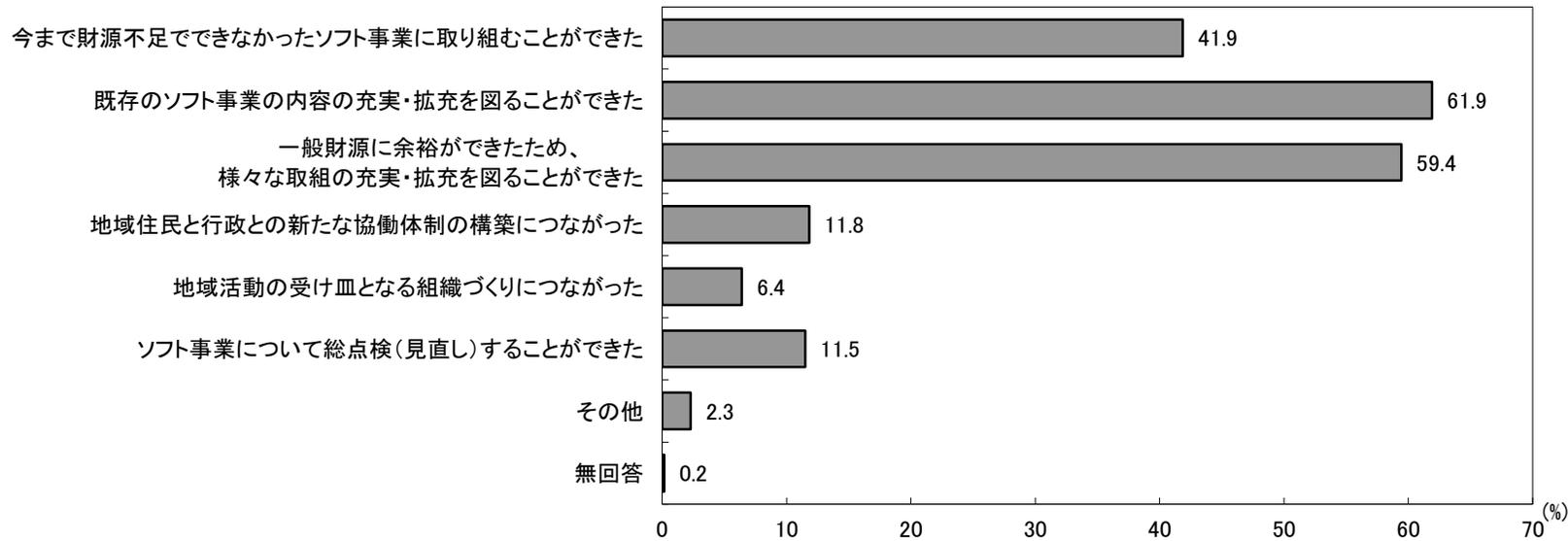
ソフト事業に過疎債を活用することに対する基本的な考え方や方針(MA)

■市町村(N=767)



過疎債ソフト事業の実施が可能となったことによる効果・成果(MA)

■市町村(N=609)



# 過疎対策事業債（ソフト分）の発行限度額について

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令

## <発行限度額の算定>

### ・算式

$$A \times (0.56 - B) \times 1 / 15$$

### 算式の符号

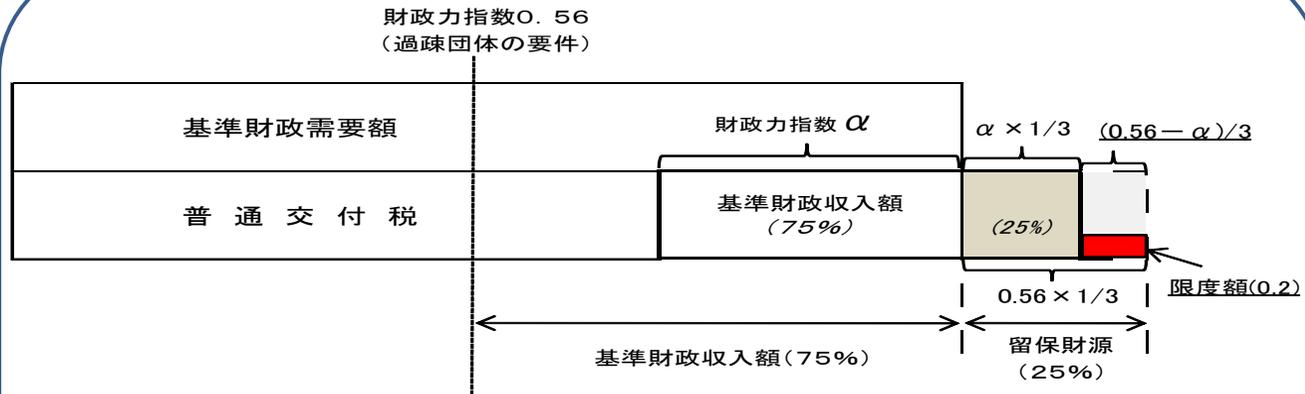
A 当該市町村の発行限度額を算定する年度の  
前年度の地方交付税第11条の規定により算定した  
基準財政需要額

B 当該市町村の財政力指数(発行限度額を算定  
する年度前3年度の平均)

※財政力の弱い市町村に配慮するとの考えから、  
基準財政需要額と財政力指数を基礎数値とした。

### ・最低保障額3500万円

### 限度額算定のイメージ



【算式】 前年度の基準財政需要額  $\times (0.56 - \alpha) \times \frac{1}{3} \times 0.2$   
1/15

\* 0.56 : 過疎法の財政力指数指定要件

\*  $\alpha$  : 当該団体の財政力指数

\* 1/3 : 基準財政収入額の算入割合(75%)と留保財源(25%)の比率

## <H24年度からの運用弾力化>

ハード分及びソフト分の起債要望額の合計額が、

○地方債計画額(H24年度:2,900億円)の範囲内で、かつ、

○ソフト分の発行限度額の合算額(H24年度:727億円)に達しない場合、

■財政力指数0.56以下の市町村について、

■現行の発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算  
(最大で現行発行限度額の2倍)

※同意等の際に、個々の事業内容を考慮するものではない。

※基金への積立ては、対象外。

を行うことができることとする。

# 平成23年度過疎対策事業債（ソフト分）の事例について

## H23年度速報版 空き店舗を活用した地域子育て支援等拠点事業（山形県尾花沢市）

### 事例の概要：地域子育て支援等拠点事業

交流の場の提供、子育てに関する相談・援助を行うため、空き店舗を活用した子ども広場・子育て支援センター・市民交流サロンを運営（市直営）している。

- ①～② 開館日：概ね毎日、利用料無料
- ③ 開館日：月～金、利用料無料
- H23年度利用実績：52,027人（①～③合計）



### 事例の内容

- 事業内容**
- ①市民交流サロン：市民の憩いの場、展示スペース
  - ②子ども広場：親子で自由に遊べるスペース
  - ③子育て支援センター：育児相談、情報交換の場

**総事業費** 平成23年度 20百万円  
（うち過疎債1.3百万円、県補助金7.9百万円）

### ポイント

- H14年 大型スーパーが撤退後、空き店舗となる。
- H23年 市が施設2階を賃借し、育児相談、世代間交流機能を併せ持った施設を整備

- 空き店舗の解消
- 当該施設が中心市街地（バス発着点）にあるため、周辺地域が活性化
- ①～③の併設により、子育て等の相談・援助の充実、親同士や高齢者と子どもの交流など、地域ぐるみで子育てを支援する体制が整った。



## H23年度速報版 ミュニティビジネス創業支援事業（基金併用型）【島根県江津市】

### 事例の概要

雇用の場の減少が続く中、コミュニティビジネス等の創業を志す市内外の人材を発掘・誘致し、その活動や創業を支援する仕組みの構築を通じて、過疎地域において慢性的に不足している人材を確保し、地域（経済）の持続可能性が担保される環境をつくる。



＜一次審査会＞

＜二次審査会＞

### 事例の内容

**事業内容** ビジネスプランコンテストの開催（開催経費、情報発信経費等）  
（NPO法人に委託）

**総事業費** 平成23年度 4.7百万円  
（うち過疎債 2.3百万円）  
（別途基金積立 2.1百万円）

- 市内外から23件の応募があり、下記3団体の受賞者決定（H23）
- ①耕作放棄地で栽培した野菜を提供する農家レストランの運営等
  - ②島根ツアー開催、地元学生等と連携したコミュニティカフェ運営等
  - ③西洋野菜を活用した惣菜店の運営と栽培方法の普及・指導

**事業の効果** 当コンテストを契機に創業支援・人材育成を目的とするNPOを設立し、受賞者は同NPOが受け皿となって市へ移住。また、人材確保を目指した同様の手法が、県内各地域に波及しており、一種のブームが生まれている。

### ポイント

- コンテストを契機に機運が高まり、創業支援・人材育成を目的としたNPO法人が設立された。（H23.4.1）
- コンテストにおいて落選した応募者に対しても、創業に係る支援メニューの情報提供、フォローアップを行っている。
- 創業受賞者が市内で事業継続ができるよう、関係機関（商工会議所等）による連携・支援体制を構築したこと。

【主な支援内容】

- ・起業勉強会を開催し、専門家がアドバイス
- ・チャレンジショップ（試行場所の提供）



＜受賞者の方々＞

## H23年度速報版 集落コミュニティ振興交付金（長野県阿南町）

### 事例の概要

急峻な地形に集落が点在する地域特性から、集落活動の維持・活性化が重要であるために、町内の4地区（68区）に対し、道路の維持補修や草刈り・植栽による景観維持など、集落の自主的な活動に交付金を交付する。

### 事例の内容

- 交付対象メニュー例
- ・伝統行事、道路の維持補修、公民館の修繕、観光スポットの整備 等

**事業内容** 地区に交付金を交付し、集落活動の活性化を支援する（均等割20千円、世帯割6千円/戸）

**総事業費** 平成23年度 11百万円  
（うち過疎債 6.2百万円）

毎年5月末までに区長からの申請に基づき交付（H23実績：全地区交付）

**事業の効果** 集落でどのような活動をすべきかを話し合いながら、地区の伝統行事や公民館・集落センターの簡易修繕、草刈りや遊休農地の再生など、集落の多様な活動を実施するきっかけとなっている。

### ポイント

- 地域にとって活用しやすい地域提案型の交付金
- 自主的な集落活動を支援することにより、活動が活発化
- 地域住民の関係が希薄化中、地域の人々が集まって作業することで、集落への愛着や住民相互のつながりの強化が図られている。



## H23年度速報版 石見銀山学形成事業（基金併用型）【島根県大田市】

### 事例の概要

世界遺産に登録されている石見銀山に関する調査・研究の成果、地域との関わりのある方を体系的に整理し、学術の各分野に発信することで、地域学としての深化と地域の歴史や文化に対する住民の誇りの形成を行う。



学習施設

### 事例の内容

大学教授、博物館館長、文科省職員で構成

**事業内容** 有識者会議の開催経費、学習教材の作成等

**総事業費** 平成23年度 3.0百万円  
（うち過疎債 2.0百万円）

（参考：過疎債ソフト）  
H22年度：20百万円基金積立  
→平成24年度以降当該事業に充当予定



有識者会議

**事業の効果** 石見銀山の価値を体系化することで、来訪者の遺産への興味の喚起のみならず、児童生徒を含む市民の遺産への関心と愛着を育みつつある。

### ポイント

- 石見銀山の価値をより分かりやすく伝えることで、観光誘客や住民の地域理解を促進している。（H25年度石見銀山の概論書を刊行予定）
- 学校教育での活用を通じ、将来地域で活躍する人材の育成を図る。



教員によるワークショップ

市内のほぼ全ての小中学校で石見銀山学習を実施